

定 款

平成 24 年 5 月 20 日 公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会定款を可決

平成 25 年 3 月 19 日 公益社団法人移行認定

平成 25 年 4 月 1 日 設立登記 定款施行

平成 26 年 5 月 11 日 一部改正

令和 3 年 5 月 16 日 一部改正

令和 7 年 5 月 11 日 一部改正

公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会

公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県鍼灸マッサージ師会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、鍼灸あん摩マッサージ指圧学術を振興し、鍼灸あん摩マッサージ指圧業務を通じて公衆衛生の向上に関する事業を行いもって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸あん摩マッサージ指圧術の普及・啓発に関する事業
- (2) 鍼灸あん摩マッサージ指圧術の資質の向上に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から3号の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 会 員

(構 成)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

「はり師」又は「きゅう師」又は「あん摩マッサージ指圧師」(以下「鍼灸マッサージ師」という。)で本会の目的に賛同して入会した者。

(2) 準会員A

正会員の経営する施術所に勤務する鍼灸マッサージ師又は鍼灸マッサージ師免許取得後3年以下の鍼灸マッサージ師で、本会の目的に賛同して入会した者。

(3) 準会員B

鍼灸マッサージ師の養成学校の学生又は専任教員で、本会の目的に賛同して入会した者。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 第5条(3)の準会員B以外で、鍼灸マッサージ師の資格を失ったとき。

(会費等の不返還)

第11条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の金品は返還しない。

第4章 会員総会

(構 成)

第12条 本会の会員総会(以下、「総会」という。)は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨を2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者それぞれに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

- 第19条 会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合においては、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議であったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上8名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長として、法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とする。
- 4 監事のうち少なくとも1名は、会員以外の者とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長は、前項で選任された業務執行理事の中から副会長を指名することができる。ただし、副会長は2名とする。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問等)

第28条 本会に、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は会長の諮問に応じ、本会の各種会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 第25条第1項の規定は顧問、相談役及び参与について準用する。

5 顧問、相談役及び参与は、理事会の決議により、解任することができる。

6 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、顧問、相談役及び参与に対して、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類にはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする

第9章 公告の方法

（公 告）

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、中野邦雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。